



白神ねぎのん ©能代市

能代市へ転入された方へ

能代市へようこそ！転入の際の手続きについてご案内します。 問い合わせ 市民保険課 ☎0185-89-2133

マイナンバー：「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
国民年金に加入している方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
既に国民年金に加入中の方は、手続きは不要です。新たに加 入される方・海外から転入された方は⑩～⑫番で手続きをして ください。	☐ 基礎年金番号が分かるもの（年金 手帳、基礎年金番号通知書な ど）またはマイナンバー（本人） ☐ 資格喪失証明書、離職票、雇用保 険受給資格者証のどれか1つ		
年金を受給している方・これから受給する方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
手続きは不要です。通知等を別住所へ送る場合は総合窓口⑩～ ⑫番で手続きをしてください。	☐ 基礎年金番号が分かるもの（年金 手帳、基礎年金番号通知書な ど）またはマイナンバー（本人）		
国民健康保険に加入する方	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) ☎0185-89-2166		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。	☐ マイナンバー（本人・世帯主） ☐ 転出届出以降に社会保険の資格喪 失があった場合：資格喪失証明書		
非自発的失業者の国保税軽減を受けている方は、税務課⑫番で 手続きをしてください。	☐ 雇用保険受給資格者証または 雇用保険受給者資格通知		
後期高齢者医療制度に加入している方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 (本庁1階) ☎0185-89-2159		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 (資格確認書等は郵送します。)	☐ マイナンバー（被保険者） ☐ 県外からの転入の場合：負担区分 証明書 ☐ 転入前の資格確認書等（お持ちの 場合）		
介護保険被保険者証をお持ちの方	長寿いきがい課 介護保険係(本庁1階) ☎0185-89-2157		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。（被保険者証は郵送します。） ※介護認定を受けている方はお知らせください。			
高校生世代までの子どもがいる方(医療費助成)	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 (本庁1階) ☎0185-89-2159		
医療費の助成制度（マル福）がありますので、総合窓口⑩～⑫ 番で手続きをしてください。 ※高校生世代…18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※後日、資格確認書や所得課税証明書等をお持ちになる方は、 市民保険課①～④番で手続きをしてください。	☐ 子どもの資格確認書等 ☐ 令和（ ）年度所得課税証明書 必要な人：父・母・（ ） ☐ 同意書（マイナンバー利用による 所得照会） 必要な人：父・母・（ ） ☐ マイナンバー 必要な人：父・母・（ ）		
申請期限：令和 年 月 日（ ）まで ※上記までに手続きすると、転入日から適用となります。 ※上記以降も手続きは可能ですが、申請月の初日から適用とな ります。手続きが遅れる場合は事前にご連絡ください。			

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
身障手帳・療育手帳・精神障害者手帳・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方(医療費助成)	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 (本庁1階) ☎0185-89-2159		
医療費の助成制度(マル福)に該当する場合がありますので、総合窓口⑩～⑫番で確認してください。 申請期限：令和 年 月 日()まで ※上記までに手続きすると、転入日から適用となります。 ※上記以降も手続きは可能ですが、申請月の初日から適用となります。手続きが遅れる場合は事前にご連絡ください。	☐ 資格確認書等 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳(1級) ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院) ☐ 令和()年度所得課税証明書 必要な人：父・母・() ☐ 同意書(マイナンバー利用による所得照会) 必要な人：父・母・() ☐ マイナンバーカード写し 必要な人：父・母・()		
マイナンバーカード(個人番号カード)、住基カードをお持ちの方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。各種カードの継続利用処理と追記欄への新住所等の記載を行います。	☐ 所有している各種カード ☐ 代理人が手続きする場合は委任状等		
※継続利用処理は転入された方全員が必要です。全員分の住基カードまたはマイナンバーカードを必ずご提示ください。 ※通知カードは令和2年5月25日以降、追記欄への記載を行っておりません。 ※当日お忘れの場合、転入届出をした日から90日以内に手続きをしてください。期間を経過した場合、住基カード、マイナンバーカードは失効し、利用することができなくなり、再交付申請(有料)が必要になります。 ※同一世帯員及び法定代理人以外の代理人による継続利用は、手続きが当日には完了せず、必要なものも異なりますので、ご相談ください。			
【国外から転入した方】 転入届をした日から30日以内に特急発行申請をすることで、申請から最短1週間程度でマイナンバーカードを受け取ることができます。申請を希望する方はご相談ください。			
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	学校教育課 学校教育係 (二ツ井町庁舎2階)☎0185-73-5281		
総合窓口⑩～⑫番で就学指定通知書をお受け取りください。			
ごみの分別について	環境衛生課 清掃係(本庁2階) ☎0185-89-2172		
ごみ分別の情報サービス「能代市ごみナビ」(LINE)をご利用ください。 能代市ごみナビ ごみの分別に関する冊子が必要な方は、総合窓口⑩～⑫番でお受け取りください。 はこちら→ 			
あきた子育てふれあいカード	秋田県次世代・女性活躍支援課 ☎018-860-1553		
妊娠中の方及び中学生以下の子どもがいる世帯では県内の協賛店でさまざまなサービスが受けられます。県外からの転入で、お持ちでない方は総合窓口⑩～⑫番でお申し出ください。 ※秋田県独自の事業です。県内の協賛店やサービスは、秋田県ホームページ「あきた子育てふれあいカード」でご紹介しています。			
身障手帳・療育手帳をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑯～⑳番で手続きをしてください。	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ マイナンバー		

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
引き続き、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の利用を希望される方は福祉課⑱～㉔番で手続きをしてください。	☐ 受給者証 ☐ 障害支援区分認定証明書(お持ちの方) ☐ マイナンバー		
精神障害者保健福祉手帳／自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑱～㉔番で手続きをしてください。	☐ 精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証 ☐ マイナンバー ☒ 精神障害者保健福祉手帳所持者 ☐ 県外から転入された方は写真(タテ4cm×ヨコ3cm) ☒ 受給者証所持者 ☐ 資格確認書等(同一保険加入者分) ☐ 障害年金、遺族年金の受給額がわかるもの		
特別児童扶養手当を受給している方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑱～㉔番で手続きをしてください。			
児童手当	子育て支援課 子ども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
子育て支援課で手続きをしてください。 ※転入予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 ※公務員の方は職場を通じて受給されていますので、窓口での手続きは不要です。	☐ 請求者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 請求者の資格確認書等(市国保の方は不要) ※3歳未満の児童がいる場合のみ必要 ☐ マイナンバー(請求者と配偶者) ※児童が別居の場合は、児童のマイナンバーが必要です。 ☐ 代理申請の場合、委任状		
児童扶養手当を受給している方	子育て支援課 児童家庭福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2947		
子育て支援課で手続きをしてください。	☐ 転出地での児童扶養手当証書 ☐ マイナンバー(請求者と児童) ※請求者と児童以外で、同じ住所にお住まいの方(受給者の父母、兄弟姉妹等)がいれば、その方のマイナンバーも必要です。 ※転入前の振込口座から変更する場合、その通帳もご持参ください。		
保育所入所を希望される方	子育て支援課 子ども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
子育て支援課で手続きをしてください。			
父子健康手帳	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階)☎0185-89-2948		
父親が積極的に子育てに関われるように父子健康手帳をお渡ししています。ご希望の方は子育て支援課でお申し出ください。			

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
妊娠中の方、産後6か月未満の方	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階) ☎0185-89-2948		
妊産婦健診等の受診票をお渡しします。子育て支援課で手続きをしてください。	☐ 転入前の妊産婦健診受診票 ☐ 母子健康手帳 ☐ マイナンバー		
赤ちゃん訪問	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階) ☎0185-89-2948		
新生児訪問を行っております。子育て支援課で手続きをしてください。子育て支援課で申し込み用紙をご記入ください。	☐ 転入前の妊産婦健診受診票 ☐ 母子健康手帳 ☐ マイナンバー		
生後1か月児健診を予定されている方	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階) ☎0185-89-2948		
受診票、問診票をお渡しします。子育て支援課で手続きをしてください。	☐ 母子健康手帳		
能代市すまいる♡めんchoco定期便	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階) ☎0185-89-2948		
令和6年4月1日以降に生まれた0歳児の子どもがいる方におむつ等の育児用品をお届けします。お早めに子育て支援課で手続きをしてください。			
子どもの予防接種・乳幼児健診が未完の方	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階) ☎0185-89-2948		
16歳までの子どもがいる方は、子育て支援課で手続きをしてください。			
HPVワクチンのキャッチアップ接種(平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性)	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階) ☎0185-89-2948		
令和4～6年度中に1回以上接種した方は、7年度の接種分も無料です。対象者で接種希望の方はお申し出ください。	☐ 母子健康手帳		
結婚祝い金	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らし」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
婚姻した夫婦に1組当たり5万円を支給します。能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内、総合政策課）または二ツ井地域局で手続きをしてください。 【支給要件】 ・婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が49歳未満であること ・申請日に夫婦双方の住民登録が能代にあること ・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること ・夫婦双方又はいずれか一方が過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと ・市税等に滞納がないこと 〔年齢・所得要件に該当すると、結婚新生活支援事業補助金（最大30万円または60万円）も申請できる場合があります。〕	☐ 戸籍謄本 ☐ 請求者名義の通帳 ※婚姻の日から起算して6ヶ月以内に申請してください。		
結婚を機に転入された方への引越し費用等助成	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らし」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
婚姻日の満年齢が39歳以下のご夫婦は、結婚新生活支援事業補助金（引越しや住居にかかる費用として最大30万円または60万円）の対象となる場合があります。能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内または総合政策課）でご相談ください。状況によって必要なものが異なります。※県外から転入された方への引越し費用、住宅にかかる費用等の助成制度もあります。（条件あり）			

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
県外から転入された方への引越し費用、住宅賃料等助成	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らし」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
転入日の満年齢が45歳未満の方（他条件あり）に、引越し代や暖房機器の購入費用、新築費用、中古住宅購入費用、住宅賃借費用（初期費用、月額賃料）などを助成しています。詳しくは別紙チラシをご覧ください。対象になるかどうかなどは能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内または総合政策課）へお問い合わせください。			
移住支援金申請を予定される方	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らし」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
東京圏からの移住の場合、移住支援金（能代市就業等移住支援事業費補助金）の対象となる場合があります。詳細は別紙をご覧ください。能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内または総合政策課）でご相談ください。状況によって必要なものが異なります。			
飼い犬を連れてこられた方	環境衛生課 環境衛生係(本庁2階) ☎0185-89-2174		
変更届が必要です。旧市町村の鑑札を能代市の鑑札と交換します。環境衛生課で手続きをしてください。	☐ 旧市町村の『鑑札』 ※紛失の場合は再交付		
市営住宅へ転入された方	都市整備課 建設・住宅係(本庁2階) ☎0185-89-2194・2196		
都市整備課で手続きをしてください。手続きの種類によって必要なものが異なります。 (所得証明書が必要な場合があります。)			
水道を使用開始される方	水道課 水道管理係(本庁2階) ☎0185-52-5221		
水道課で手続きをしてください。			
下水道使用者で井戸水をご使用の方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) ☎0185-89-2202		
下水道課で手続きをしてください。 ※井戸水を使用している方は、使用人数により下水道使用料が変わります。			
浄化槽の使用を開始する方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) ☎0185-89-2202		
下水道課または二ツ井地域局建設課で手続きをしてください。 ※市設置型浄化槽（開始・再開・使用者変更）と個人設置型浄化槽（開始・再開・管理者変更）で必要な手続きが違いますのでお問い合わせください。			
農業集落排水施設を使用する方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) ☎0185-89-2202		
下水道課で手続きをしてください。 ※開始・再開・人数変更等の必要な手続きがありますのでお問い合わせください。 ※使用人数により、農業集落排水施設使用料が変わります。			
固定資産をお持ちの方	税務課 固定資産税係(本庁1階) ☎0185-89-2127		
税務課⑳～㉑番で手続きをしてください。 ※送付先変更の申請が必要な場合があります。	☐ 本人確認書類		
原動機付自転車(125cc以下の二輪車)、特定小型原動機付自転車(0.6kW以下)、ミニカー、小型特殊自動車をお持ちの方	税務課 市民国保税係(本庁1階) ☎0185-89-2126		
税務課㉒番で手続きをしてください。能代市ナンバーの標識を交付します。 ※廃車証明書、標識交付証明書をお持ちでない方は、車体番号等の分かる書類が別途必要です。	☐ 前住地の標識を返納している場合 廃車証明書 ☐ 前住地の標識を返納していない場合、前住地の標識、標識交付証明書		

能代市役所本庁舎の配置図

